

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026001131
- 2 物 品 名 塩化カルシウム(25kg/袋)購入
- 3 納 品 場 所 大崎市内指定場所
- 4 納 入 期 限 令和 9 年 3 月 3 1 日
- 5 添 付 書 類
 (1) 特 記 事 項
 (2) 参 考 明 細 書
- 6 担 当 課 建設部 建設課

特記事項

1. 入札の金額には大崎市内全域への送料等、搬入までに必要な全ての経費を含む。
2. 品物は建設部建設課及び各総合支所地域振興課の指示した納入場所へ搬入すること。
3. 納入時期は11月を予定しているが、詳細の日程については後日協議とする。
4. 品物は全て粒状品とする。
5. 品物に不備な点が生じた場合速やかに対応すること。
6. 天候により予定購入数量に達しない場合があります。
7. 納入予定数量(下記のとおり)

搬入地域	塩化カルシウム等 (25kg/袋)
古川地域	3,300
松山地域	740
三本木地域	1,360
鹿島台地域	830
岩出山地域	2,340
鳴子地域	2,160
田尻地域	1,180
合計	11,910

8. 支払いは月払いとする。
9. 暴力団の排除について

(ア)この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(イ)本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(ウ)この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

[illegible]

内 訳 書

[illegible]